

# 西東京市はいま

## 「ごみ・資源物収集の統一」に向けて

これまでの経過

西東京市の「ごみ収集方法」については、田無市・保谷市合併協議会の決定事項の中で、「合併しても当面1市2制度で行う。ただし速やかに統一する」とされてきました。旧両市の収集方法等には、かなりの差異があることから、統一にあたり、市民の皆さんのご意見をうかがったり、総合的に検討する必要があることから、このような決定になったものです。

その後、市としてのごみ収集方法はどうかあるべきか検討してきました。

基本的な考え方

検討に際しての基本的な考え方は、  
 全ての品目は原則的に町別・曜日別・品目別に回収し、市民がわかりやすく、出しやすい方法にする。

西東京市の世帯を四分割し、平均的な収集量とする。収集体制における人員、車両など、新たな財政負担を伴わない。

将来的な容器包装リサイクル法に伴うプラスチック収集を踏まえた収集体制をつくる。

市民の要望・苦情・啓発・不法投棄に機敏に対応できる体制をつくる。

高齢者の方や障害を持つ方等でごみ出しが困難な方のために戸別収集する。

この案を基に、「ごみ収集方法の統一」に向けて、市民の皆さんのご意見をうかがうため、本年1月末から、こもれびホールをはじめ、市内32か所の会場で、市民の意見を聞く会を開催しています。市では、市民の皆さんから頂いたご意見を参考に、最終決定したいと考えています。

「市民の意見を聞く会」を開催

廃棄物減量等推進審議会の答申

昨年、「廃棄物減量等推進審議会」に、西東京市のごみ・資源物収集方法の統一について、市長から諮問し、11月には一定の案が答申されました(左表参照)。

答申されたごみ・資源物収集方法(案)

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
可燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	ビン・缶	可燃ごみ	古紙類
不燃ごみ	不燃ごみ	古紙類	古紙類	可燃ごみ	ビン・缶
ビン・缶	ビン・缶	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙類	可燃ごみ
古紙類	古紙類	可燃ごみ	不燃ごみ	ビン・缶	可燃ごみ

主なものでは、旧両市で差異があった可燃ごみ収集回数が、週2回等に統一すべきものとされています。

他市の事例などから、収集回数を減らすと、「ごみ量が増える」と見込まれることや、将来的な容器包装リサイクル法に伴うプラスチック類の分別収集を視野に入れるとともに、最終処分場の延命化にも努力し、割当搬入配分量にも十分な対応を図る必要があります。これらを総合的に配慮したうえで、今後、

一層質の高い市民サービスを行うためにも、週2回に統一すべきとしたものです。

「市民の意見を聞く会」を開催

この案を基に、「ごみ収集方法の統一」に向けて、市民の皆さんのご意見をうかがうため、本年1月末から、こもれびホールをはじめ、市内32か所の会場で、市民の意見を聞く会を開催しています。市では、市民の皆さんから頂いたご意見を参考に、最終決定したいと考えています。

「市民の意見を聞く会」を開催

「市民の意見を聞く会」の日程は、1月15日号に掲載しました。ぜひご来場ください。

新たな市民サービス

今回、廃棄物減量等推進審議会から提言のあった内容に基づき、市では、今後新たな施策案として、現在田無区域で実施している、廃食用油の回収「せりさいく」の保谷区域での実施、有害ごみ収集を、不燃ごみ収集日に集積所で統一して収集する等を考えています。また、前述しました、高齢で一人暮らしの方や、障害を持つ方などで、ごみ出しが困難な方などに対する戸別収集(ふれあい収集)地域での「ごみのトラブル」などがあつた場合に、機敏に対応する「清掃指導員の充実」等も考えています。

これらを踏まえ、1日も早く収集方法を統一して、リサイクル都市・西東京市・実現のため努めていきます。市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

ごみ減量推進課(保谷内線2220)

### お知らせ

ファミリー・サポート・センター

子育てが、安心して働ける社会づくりが、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動です。

ファミリー会員を希望する方は説明会(約2時間)に出席してください。出席する方は、ファミリー・サポート・センター事務局へお申し込みください。

説明会日程

とき	ところ	内容
2月12日(火) 午前10時から	保谷東分庁舎	ファミリー会員説明会と入会登録
3月12日(火) 午前10時から		
3月16日(土) 午前10時から	インゲビル(田無庁舎隣り)	

ファミリー・サポート・センター事務局 (保谷内線38-4121)

### 償却資産の申告はお済みですか

西東京市内に償却資産(事業用資産)を所有している方は、毎年1月31日までに申告することになっております。

対象となる方で、まだ申告が済んでいない方は、至急申告するようお願いいたします。申告書をお持ちでない方は、連絡してください。

資産税課(保谷内線1331、1332)

### 都市計画変更図書の縦覧

田無都市計画公園の変更決定を1月22日(火)に告示し、変更図書の縦覧を行っています。この都市計画公園の変更は、(仮称)合併記念公園整備に伴うものです。

縦覧場所 保谷庁舎5階公園緑地課 (保谷内線2432)

### 自治会等所有の街路灯に補助金

平成13年度の街路灯の補助金を交付します。

申請方法 保谷庁舎5階道路管理課にある申請用紙に街路灯の配置図・電気料金の領収書(平成13年4月分と平成14年1月分)のコピーを添えて、2月12日(火)までに保谷庁舎5階道路管理課に提出してください。

既に補助金を受けている自治会等には、2月1日ごろに申請書を送付します。

道路管理課(保谷内線2461)

### 国の「中退共制度」掛金を補助

要件 市内に事業所または事務所を有する中小企業者で、平成13年1月以降新たに従業員退職金共済機構(国)

### 税の申告の季節です

平成14年度市民税・都民税(住民税)の申告と、平成13年分所得税の確定申告の受付が始まります。受付場所は、市民税・都民税(住民税)の申告は市役所、所得税の確定申告は東村山税務署になります。土曜日・日曜日・祝日は除く。

市民税課(保谷内線1321、1328)、東村山税務署(東村山市本町1-20-22、042-394-6811)

申告場所

市民税・都民税(住民税)のみの相談・申告の受付窓口

2月18日以前でも市民税・都民税(住民税)の申告のみを受け付けます。

市民税・都民税(住民税)と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付

お子さんの入学時に納入する資金を必要とする保護者の方に、融資あつせんを行っています。

申込のできる方 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校、専修学校または盲学校、ろう学校、養護学校の高等部に入学を許可された方の保護者で、次の要件を備えています。

返済期間および償還方法 6年以内毎月元利均等償還 利子補給 融資を受けた方に対して貸付利率に基づく利率のうち2割を市で補助あつせんする特定金融機関 東京三菱銀行保谷支店 または三井住友銀行田無支店 申請に必要な書類については、田無庁舎1階子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援課(保谷内線1527)

### 入学資金融資あつせん

返済期間および償還方法 6年以内毎月元利均等償還 利子補給 融資を受けた方に対して貸付利率に基づく利率のうち2割を市で補助あつせんする特定金融機関 東京三菱銀行保谷支店 または三井住友銀行田無支店 申請に必要な書類については、田無庁舎1階子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援課(保谷内線1527)

### 税務署からのお知らせ

税務署においていただく場合には、あらかじめ申告書の住所・氏名・扶養控除欄等に記載し、筆記具・計算機を持参ください。

「にせ税理士」にご注意ください。納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録をしていない人ではできないことになっております。正規の税理士に依頼しましょう。

税務署の窓口業務は、土曜日・日曜日・祝日は休みです。休日に申告書などを提出する場合には、税務署正門左側の「時間外文書受付箱」をご利用ください。

車での来署は、ご遠慮ください。